2024年3月18日

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会WG(第8回)

米国における プラットフォームの コンテンツモデレーション に関する規制と議論の動向

九州大学法学研究院 准教授 ハーバード・イェンチン研究所 客員研究員 成原 慧

はじめに

多くのグローバルなプラットフォーム事業者の本拠地を抱える米国では、 ソーシャルメディアなどプラットフォーム上での偽情報・誤情報や暴力を扇 動する情報など違法有害情報の流通が問題となってきた。一方、米国 では、プラットフォーム上の違法有害情報への対策に当たって、憲法上 の制約や通信品位法230条による免責もあり、政府による法規制は限 定的な役割しか果たしてこなかったことなどから、プラットフォーム事業者に よる自主的なコンテンツモデレーションが大きな役割を果たしてきた。もっ とも、最近では、一部の州がプラットフォーム事業者によるコンテンツモデ レーションのあり方を規制する州法を制定し、訴訟において合憲性が争 われるなど、コンテンツモデレーションに対する政府の関与のあり方が議論 となっている。

そこで、本報告では、米国のコンテンツモデレーション関係の規制と議論の動向を概観することにより、日本のプラットフォーム法・政策への示唆を導くことを試みたい。

プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーション

- 利用規約やポリシーによりコンテンツモデレーションの方針(投稿が禁止されるコンテンツの内容、削除基準等)について定める。
- 利用規約やポリシーに違反するコンテンツを削除したり、当該コンテンツの表示・拡散を抑制したり、違反を繰り返すユーザーのアカウントを停止するなどの措置
 - ✓ 2021年1月 TwitterやFacebookが連邦議会議事堂襲撃事件後にトランプ大統領(当時)のアカウントを停止
- 主要なプラットフォーム事業者は、コンテンツモデレーションのアカウン タビリティや透明性を高めるためのガバナンスの構築を進めてきた。
 - ✓ Facebook監督委員会:ユーザーによる異議申立て等を受けて、コンテンツの削除等について第三者的な立場から審査を行う。 社外の有識者で構成。委員会の決定には拘束力がある。

合衆国憲法修正1条とコンテンツモデレーション

- 連邦最高裁の判例は、合衆国憲法修正1条に基づき言論・出版 の自由(表現の自由)を手厚く保障してきた。
- インターネットやソーシャルメディア上の表現の自由も手厚く保障
- 表現の自由を「国家からの自由」として理解する見解が支配的
- 企業など私人による制約からの表現の自由の保障には消極的
- プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションも、新聞社や 出版者の編集の自由と同様に言論の自由として保障されるという 見解が有力
- 最近ではプラットフォーム事業者など社会的権力から表現の自由 を確保する必要性を説く学説も有力に
- 強すぎる表現の自由の保障が必要な規制を妨げているのではという問題意識もリベラル派の法学者を中心に広がっている。

通信品位法230条とその改正論

- 通信品位法230条(c)(1)「双方向コンピュータサービスのいかなる 提供者(provider)…も、他の情報コンテンツ提供者により提供 された情報の出版者または発信者として取り扱われない」
 - ▶ ユーザーなど第三者により発信された情報についてソーシャルメディア事業者などプラットフォーム事業者に広範な免責
- 通信品位法230条(c)(2)「憲法上保護されているか否かにかかわらず、提供者…が…好ましくないと判断する素材へのアクセスまたはその入手可能性を制約する誠実かつ自主的に取られた措置」について双方向コンピュータサービスの提供者を免責
 - プラットフォーム事業者による自主規制やコンテンツモデレーションのインセンティブに

通信品位法230条とその改正論

- 2018年に性的人身取引を促す情報についてプラットフォーム事業者の免責範囲を限定する立法(FOSTA)が制定されるなど、近年ではプラットフォームの責任を強化しようとする動向
- トランプ前大統領による「オンライン検閲」防止のための大統領令 (2020):通信品位法230条の解釈の見直しの検討などを関 連する連邦政府機関に求める。
- 通信品位法230条の改正論:民主党・共和党の両党の議員から複数の改正案(広告を免責対象から除外する法案、裁判所により削除を命じられたコンテンツを免責対象から除外する法案、利用規約の差別的な執行を免責対象から除外する法案など)が提出・提案されているが、方向性は必ずしも一致していない。
 - ✓ 超党派の議員による改正案が提出されるものの、未成立

州法による規制

- フロリダ州法(SB 7072): 2021年5月制定。大規模なプラットフォーム事業者に公職選挙の候補者や報道機関を排除したり、それらの投稿したコンテンツを削除することなどを禁じる。
- テキサス州法(HB 20): 2021年9月制定。大規模なソーシャルメディア事業者にユーザーやその投稿したコンテンツを見解に基づき「検閲」することなどを禁じる。
 - ➤ TwitterやFacebookによるトランプ前大統領のアカウント停止などプラット フォーム事業者によるコンテンツモデレーションが保守派の言論を抑制していると の保守派の不満が背景
- カリフォルニア州法(The California Age-Appropriate Design Code Act): 2022年9月制定。児童が利用する可能性のあるオンライン製品・サービス・機能を開発・提供する事業者に設計・開発・提供時に児童の最善の利益(プライバシー、安全、福利)を考慮することなどを求める。
 - ▶業界団体が提訴し、2023年9月、連邦地裁が修正1条に違反する見込みがあるとして同法の予備的差止めを認める。

NetChoice事件

- NetChoice, LLC v. Paxton
- テキサス州法(HB 20): (一月あたり米国内で5000万名以上のアクティブユーザーを有する) 大規模なソーシャルメディアプラットフォーム事業者がユーザーやその投稿したコンテンツを見解に基づき「検閲」することを禁止。ポリシーや透明性報告書の公表、不服申立ての手続整備も義務づける。
- テキサス西部地区連邦地裁:州法の執行を予備的差止め
- 第5巡回区連邦控訴裁判所:一審の予備的差止命令を停止
- 連邦最高裁:控訴審の決定を取消し(予備的差止命令を維持)
 - ✓ アリートら保守派の判事3名による反対意見。ソーシャルメディアの モデレーションの規制のあり方は新しい問題であり、表現の自由に 関する従来の判例をどのように適用すべきか明らかではない。
 - ✓ リベラル派の判事であるケーガンも、アリートの反対意見に加わらなかったものの、多数意見に反対

NetChoice事件

- Moody v. NetChoice
- フロリダ州法(SB 7072)(年間1億ドル以上の収入または月間1億名以上の参加者を有する)大規模なプラットフォーム事業者が公職選挙の候補者および報道機関を排除したり、公職選挙の候補者および報道機関の投稿したコンテンツを削除することを禁じる。また、モデレーション基準の公表、適用時のユーザーへの通知や理由の説明を求める。
- フロリダ北部地区連邦地裁:州法の一部の執行の予備的差止め
- 第11巡回区連邦控訴裁判所:原審の予備的差止命令を一部支持。もっとも、モデレーション基準の公表など州法の透明性義務の一部については、違憲となる見込みは認められないとして、原審の予備的差止命令の一部を取り消す。

NetChoice事件の口頭弁論での争点

(連邦最高裁、2024年2月26日)

- プラットフォーム事業者の権力が強大化する中で、従来の表現の自由に関する判例法理は引き続き妥当するのか?
- ユーザーの表現を媒介していることを理由にプラットフォーム事業者を 免責している通信品位法230条とモデレーションはプラットフォーム事 業者自身の表現であるという主張との整合性



NetChoice事件の口頭弁論での争点 (連邦最高裁、2024年2月26日)

- プラットフォーム事業者はメディアかコモンキャリアか?
 - プラットフォーム事業者は、コンテンツモデレーションの際に、新聞と同様に、編集判断(editorial judgement)を行っているのか?
 - プラットフォーム事業者によるユーザーの投稿したコンテンツの伝達は、コモンキャリアによる電報の伝達に相当するのか?
- プラットフォーム事業者に見解中立性は求められるか?
 - ▶ 政府が行えば見解規制に当たるような「検閲」を、プラットフォーム 事業者が行えば許されるのはなぜか?
 - ▶ 見解に基づくモデレーションが規制されると、プラットフォーム事業者がテロを支持するコンテンツを削除することも許されなくなるのか?
- モデレーション規制は、ソーシャルメディアだけでなく、取引プラットフォーム(Uber、Etsy等)にも及ぶのか?
- 人間の判断によりモデレーションを行う場合だけでなく、アルゴリズムによりモデレーションを行う場合にも、言論の自由の保障は及ぶのか?

政府によるプラットフォーム事業者に対する要請

☐ Murthy v. Missouri

- 連邦政府機関の職員がプラットフォーム事業者に対し新型コロナウイルス感染症に関する誤情報等を削除するよう要請
- ミズーリ州・ルイジアナ州と自らの投稿が削除等された個人が、連邦 政府がソーシャルメディア事業者にコンテンツの削除等について要請を 行うことは修正 1 条に違反するなどと主張して、差止めを求め提訴
- 連邦地裁は連邦政府機関の職員にソーシャルメディアム事業者に対しコンテンツモデレーションに関する決定を強いたり、ソーシャルメディア事業者のコンテンツモデレーションに関する決定をコントロールすることを禁じる予備的差止命令
- 控訴審も、予備的差止命令を支持しつつ、差止めの範囲を狭める。
- 連邦最高裁は予備的差止命令を停止。アリートによる反対意見 (トーマス、ゴーサッチが同調)
- 3月18日に連邦最高裁で本案の口頭弁論が開かれる予定

プラットフォーム事業者の民事責任

- □ Twitter, Inc. v. Taamneh, 598 U.S. 471 (2023).
- ☐ Gonzalez v. Google LLC, 598 U. S. 617 (2023) (per curiam).
- どちらもISISによるテロ被害者の遺族が、ISISのコンテンツを配信・拡散していたプラットフォーム事業者がテロ攻撃による被害に対して幇助責任等を負うと主張して、損害賠償を求めた事件
- Gonzalez 事件では、GoogleがYouTubeでISISの広告を承認し収益を配分していた責任についても問われる。
- 連邦最高裁が通信品位法の解釈を示す可能性が期待されていた。
- 連邦最高裁は、通信品位法の解釈には立ち入らず、プラットフォーム 事業者の行為と本件テロ攻撃との間に直接の関係が認められないことなどを理由に、請求は認められないと判示
 - ◆ 成原慧「プラットフォーム事業者によるアーキテクチャのデザインとモデレーションに伴う民事責任」千葉惠美子編『デジタル化社会の進展と法のデザイン』(商事法務、2023年)

学界での議論



Q=

Teaching & Learning

Rappaport Forum talks First Amendment limits of content moderation, 'lawful but awful' speech on social media

At a Harvard Law School event, legal experts debated the balance between the free speech



Harvard Law School Professor Noah Feldman kicks off the Harvard Law School Rappaport Forum, titled "Censorship, Content Moderatio and the First Amendment," with panelists Stanford Law Lecturer Daphne Keller and Columbia Law School Adjunct Professor of Law and Journalism Jamel Jaffer. Credit Liven firshnoar et al.

- 違法ではないが好ましくない表現をモデレートするプラットフォーム 事業者の役割
- モデレーションにおける見解中立性の困難(例:拒食症を促すコンテンツの削除・抑制)
- 説明責任や自己統治など修正1条の価値を促進するための規制と修正1条の価値を抑制するための規制の区別
- プラットフォーム事業者の表現の自由と利用者の表現の自由の調整の必要性

学界での議論







- コンテンツモデレーションに関するガバナンスや手続への着目✓ Facebook監督委員会
- アカウンタビリティの確保と外部からの批評のあり方
- ガバナンスに携わる専門家のバックグラウンドの多様性
- 性的マイノリティの視点など多様な視点をいかに取り入れるか
- 表現の自由と対抗利益の調整に関する国際法の先例の参照
- 情報環境が民主主義に及ぼす影響
- 公衆衛生とのアナロジー、テクノロジーの中毒性への着目、精神的健康への影響

日本への示唆

- □ メディアとコモンキャリアの区別
- 表現(憲法21条1項)と通信(同条2項)の区別
- 通信の秘密と電気通信事業者(コモンキャリア)の役割
 - ✓ 電気通信事業法3条(検閲の禁止)、4条(通信の秘密)、 6条(利用の公平)、25条(提供義務)
 - ✓「あくまでも物理的な通信伝達の媒体ないし手段として、発信者から発信された通信内容をそのまま受信者に伝達する」→「通信の内容を何らかの方法で把握し、審査することも全く想定されていない」(大阪地判平成16年7月7日判時1882号87頁[NTT脅迫電報事件])
- インターネットの発展と「公然性を有する通信」
- プロバイダ(特定電気通信役務提供者)の役割(プロバイダ責任制限法)

日本への示唆

- □ プラットフォーム事業者による表現
- 「検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を 有する」(最決平成29年1月31日民集71巻1号63頁(Google検索 結果削除請求事件))
- 言及はないが…(最判令和4年6月24日民集76巻5号1170頁 (〔ツイート削除請求事件〕)
- □ 透明性とアカウンタビリティの確保
- プラットフォーム事業者のコンテンツモデレーションに見解中立性を求める規制や内容的な制約を加える規制の合憲性については、裁判例や裁判官、学説の間で見解が分かれているが、この種の規制に否定的な裁判例や裁判官、学説においても、コンテンツモデレーションの透明性を求める規制については比較的理解や支持が見られる。
- わが国においても透明性やアカウンタビリティを確保するための規制 は受け入れられやすいのではないか

日本への示唆

- □ プラットフォーム事業者に対する行政指導等の役割とその限界
- 政府とプラットフォーム事業者との間の情報交換や意見交換などコミュニケーションの重要性
- 他方で、事実上の強制をどのように防ぐか?
- 政府とプラットフォーム事業者の間のコミュニケーションの内容を透明 化・開示すべきという提案も
- □ プラットフォーム事業者の民事責任とコンテンツモデレーション
- プラットフォーム事業者のコンテンツモデレーションの作為または不作為により第三者の不法行為が可能になったり容易になった場合の幇助による不法行為責任のあり方
- プラットフォーム事業者による(中立的な)アルゴリズムの設計に伴う不法行為責任をどこまで認めるか?